堺市補助事業

ゼロエネルギータウン創出事業

募集要項

【令和８年度募集】

（戸建て住宅）

令和８年 11 月

堺市

補助金を活用した事業の実施にあたって

本事業は、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）を活用した間接補助事業です。本事業に応募される方は、本募集要項を十分確認・理解する他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。）、堺市補助金交付規則（平成 12 年堺市規則第 97 号。以下「交付規則」という。）及び堺エネルギー地産地消プロジェクト推進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）並びに以下の点をよくご理解の上で、補助金受給に関する全ての手続を適正に行うようお願いします。

① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。

② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、堺市（以下「市」という。）は、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先（委託先、外注（請負）先以降も含む。）に不明瞭な点が確認された場合は、補助金の受給者立会いのもとに必要に応じて現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。

③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行い、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年 10.95%の利率）を加えた額を返還していただきます。

④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第 29 条から第 32 条において、刑事罰等を科す旨が規定されています。あらかじめ補助金に関するそれらの規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行ってください。

⑤ 市が補助金の交付決定（事業開始承認）を通知する前に、契約、発注等を行った経費については、原則として、補助金の交付対象となりません（事業着手届を提出した場合を除く）。

⑥ 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃止し、又は担保に供すること）しようとする時は、事前に処分内容等について市の承認を受けなければなりません。
※処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日付け大蔵省令第 15 号）に定めるとおりです。

⑦ 補助事業に係る資料（申請書類、市が発行する文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類）は、補助事業完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日が属する年度の終了後 5 年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。ただし、取得財産等に係る財産管理台帳その他関係書類については、処分制限期間中は保存してください。

⑧ 補助事業終了後、発電状況や補助事業の成果等について、市又は環境省が提供を求めた場合は、協力してください。

⑨ 採択（事業開始承認）後、本事業に申請される建物の情報や導入設備状況、補助事業の概要等を個人が特定できない形で市及び環境省のホームページ等で公表することがあります。予めご了承ください。

目 次

1　事業概要 1
1.1　概要 1
1.2　用語の定義 2
1.3　事業の流れ（2 か年度に跨る場合） 3
1.4　補助対象事業 4
1.5　補助事業者（補助の申請者） 7
1.6　補助対象経費 7
1.7　補助率 11
1.8　留意事項 11
2　申請受付 12
2.1　申請期間 12
2.2　補助事業者（補助の申請者） 12
2.3　申請書類 12
2.4　申請方法 13
2.5　採択及び事業開始承認 13
2.6　公表 13
2.7　質問受付・回答 13
2.8　申請の辞退 13
3　補助事業の実施 14
3.1　補助事業の開始 14
3.2　事業内容の変更 14
3.3　交付申請 15
3.4　交付決定 15
3.5　実績報告及び補助金の確定 15
3.6　補助金の支払請求及び交付 16
3.7　財産管理期間 16
3.8　補助事業終了後における取得財産等の管理 16
3.9　補助事業の承継・財産処分について 17
3.10 交付決定の取消、罰則等 17
4　問合せ先・応募先 18

1　事業概要

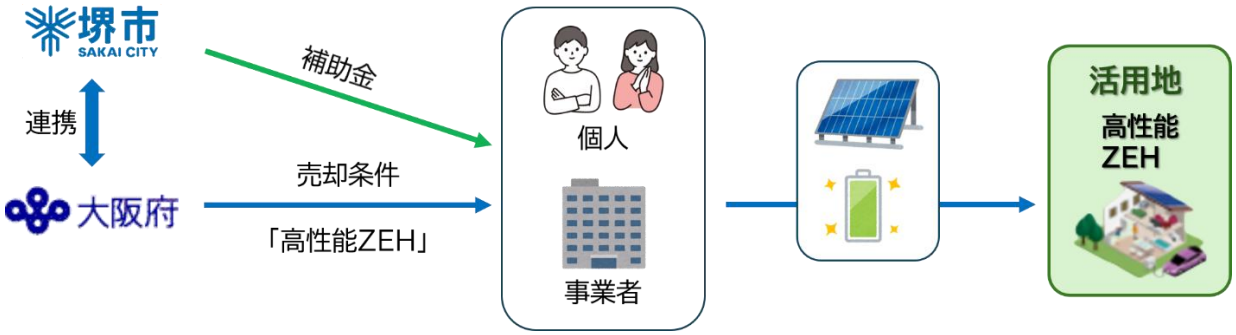
1.1　概要

堺市では、2050 年カーボンニュートラルへのステップとして、2030 年度までに民生部門における電力使用に伴う CO_2 排出実質ゼロの実現をめざし、国の脱炭素先行地域に選定された「堺エネルギー地産地消プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）」を実施しています。泉北ニュータウンエリアでは、府営住宅活用地※1（以下「活用地」という。）においてゼロエネルギータウン※2の創出を進めています。

本事業では、脱炭素先行地域の対象となる活用地に供給する戸建て住宅について、ZEH を上回る水準（高性能 ZEH）の住宅や太陽光発電設備、蓄電池又は V2H を導入する者に対し補助を実施します。

※1 府営住宅の集約・建替事業等により創出した土地
※2 全体のエネルギー消費量が実質ゼロとなる住宅地

＜事業イメージ＞

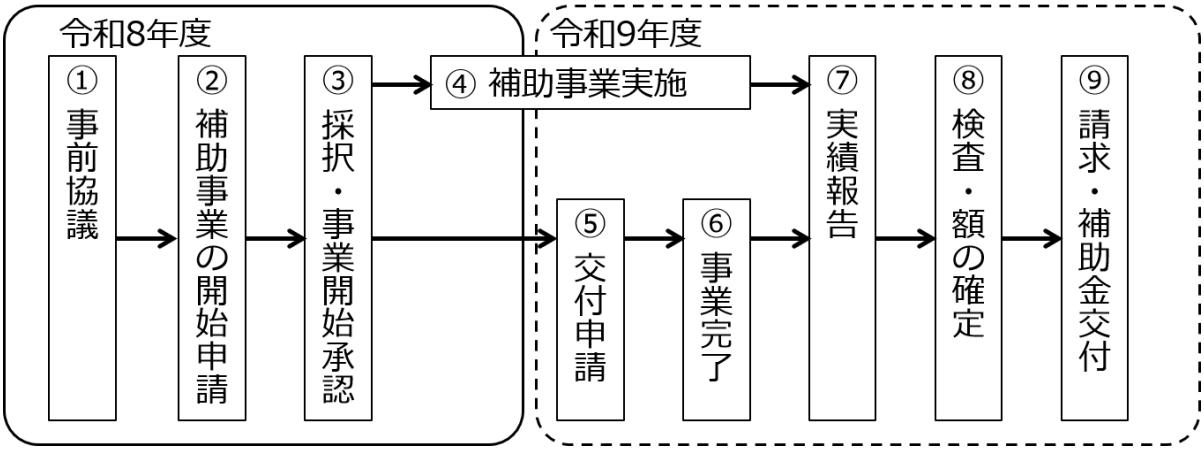


1.2 用語の定義

本募集要項における用語の定義は次のとおりです。

用語	定義
太陽光発電設備	太陽光発電モジュール、パワーコンディショナー（PCS）、需要家に電力を供給するために必要な機器及び送配電事業者の系統に接続するために必要な機器等の設備。
ZEH	「Net Zero Energy House」（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略称。断熱等による省エネと「創エネ」によるエネルギー生産を組み合わせ、1 年間の消費エネルギー量が実質ゼロ以下になる住宅。
高性能 ZEH	年間のエネルギー収支ゼロをめざす「ZEH」をさらに高性能化し、蓄電池や V2H 等の導入によって、「エネルギーの自家消費拡大」や「電力の需要と供給のバランスをとる」機能をさらに強化した住宅。
蓄電池	電力を蓄えて必要な時に繰り返し使える装置（二次電池）。太陽光発電等で作られた電力を蓄えておき、停電時のバックアップ電源や日常の電気代削減に活用される。
V2H	「Vehicle to Home」（クルマから家へ）の略称で、電気自動車やプラグインハイブリッド車のバッテリーに蓄えた電気を、家庭用電力として活用するシステム。
需要家	太陽光発電設備を設置する建物において電力を使用する者。
PPA 事業者	需要家とPPA（電力供給契約）を締結し、建物に設置した太陽光発電設備で発電した電力の供給を行う者。
リース事業者	需要家とリース契約を締結し、建物に太陽光発電設備を設置・運用して月々のリース料を需要家から受け取る者。

1.3　事業の流れ（2 か年度に跨る場合）



ステップ	説　明
①事前協議	本事業への申請するに当たり、ご不明点等を事前にお問い合わせください。
②補助事業の開始申請・ 事業着手届	市に補助事業の申請を行います。書類に不足等がある場合は受付できませんので、ご注意ください。
③採択・事業開始承認	市が申請内容を審査し、採択された場合は、事業開始承認通知書を送付します。
④補助事業実施	事業の開始承認後、契約締結※や工事等、補助事業を実施します。（「③採択・事業開始承認」の前に事業を開始すると**補助対象外となります**のでご注意ください。（事業着手届を提出した場合を除く。））
⑤交付申請・交付決定 （交付金を受取る年度の初め）	開始が承認されている事業について、事業者が市に補助金の交付を申請します。市が申請内容を審査し、補助金の交付決定を行います。4 月になりましたら、早期に申請書を提出してください。
⑥事業完了 （令和 10 年 1 月 31 日まで）	原則として、住宅や太陽光発電設備、蓄電池等の引渡しが完了し、補助事業者から施工業者等に補助対象経費の支払いを全て完了した時点とします。
⑦実績報告 （事業完了後 30 日以内）	補助事業の完了後、補助事業者が補助事業の実績報告を市に行います。
⑧検査・額の確定	市が書類検査等を行い、補助金の額を確定します。（実地検査を行うことがあります。）
⑨請求・補助金交付	補助事業者が補助金の支払請求を行い、市が補助金を交付します。

※単年度で補助事業申請から事業完了まで実施する場合は、別途お問い合わせください。

1.4　補助対象事業

次の要件を全て満たす事業を補助対象事業とします。

＜戸建て住宅＞

ア　ZEH ロードマップにおける『ZEH』の定義を満たしていること。

イ　省エネルギー性能表示にて、『ZEH』であることを示す証書を取得すること。

ウ　設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から 25%以上削減されていること。

エ　平成 28 年省エネルギー基準に準拠して計算される住宅の外皮平均熱貫流率（UA 値）が 0.50W/m^2K 以下であること。

オ　次のうち１つ以上を満たしていること。

① HEMS により、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。

② 太陽光発電設備等により発電した電力を電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車（以下「電気自動車等」という。）に充電を可能とする設備（以下「EV 充電設備」という。）、又は電気自動車等と住宅間で電力を充放電することを可能とする設備（以下「V2H 充放電設備」という。）を導入すること（ただし、電気自動車等の保管場所を、住宅の敷地内に設けること。）。

カ　次のうち１つ以上を選択し、導入すること。

① 蓄電池

② V2H 充放電設備

キ　太陽光発電設備を導入すること。（売電を行う場合は全量買取方式ではなく、余剰買取方式によること。太陽光発電設備の導入についても、補助金を申請する場合はコ～ツを参照すること。）

ク　事業実施主体は、新築戸建住宅の建築主、又は新築戸建建売住宅（建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない住宅）の購入予定者となる個人若しくは販売者となる法人とする。

ケ　交付対象は、事業実施主体（新築戸建建売住宅の販売者となる法人の場合を除く。）が常時居住する住宅であり、専用住宅であること（ただし、住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分が ZEH 又は ZEH+を満たすこと）。

＜太陽光発電設備＞

コ　本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。

サ　IP 通信を用いる製品を使用する場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）によるセキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JCSTAR）において、★１以上の適合ラベルを取得した製品を原則使用すること。

シ　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又は FIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。

ス　電気事業法第２条第１項第５号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。

セ　再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。）。

ソ　PPA の場合、PPA 事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除される

ものであること。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。

タ　リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。

チ　ソーラーカーポート等を導入する場合、太陽光発電モジュールとその他の部分（架台等）は同一の者が導入すること。なお、ソーラーカーポートの基礎は、カーポートの柱を地面に固定するための部分に限る。

ツ　建材一体型太陽光発電設備を導入する場合、次の①・②を満たすこと。

① 次の(a)又は(b)に適合すること。

(a) 屋外に設置する太陽光発電設備については、「建築基準法施行令」第 83 条から第 88 条までを遵守し、「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令」第４条に定めるところにより、風圧力、自重、積雪並びに地震その他の振動及び衝撃に対して、耐え得る構造であること。

(b) 屋内に設置する後付け太陽光発電設備については、「建築基準法施行令」第 88 条を遵守し、「JASS14（カーテンウォール工事）」2.5.1_慣性力に対する安全性能及び「JIS C 61730-2：2020」太陽電池モジュールの安全適格性確認に定めるところにより地震その他の振動、衝撃及び電気的安全性に対して、耐え得る構造であること。加えて既存窓ガラスの熱割れ防止のため「JASS17（ガラス工事）」1.2.3.7_熱割れ防止性能を有すること。

② 太陽光発電モジュールとその他の部分（窓ガラス等）は同一の者が導入すること。

＜蓄電池＞

テ　原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。

ト　停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。

ナ　PPA の場合、PPA 事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。サービス料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。

ニ　リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。

ヌ　IP 通信を用いる製品を使用する場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）によるセキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JCSTAR）において、★１以上の適合ラベルを取得した製品を原則使用すること。

ネ　（業務用蓄電池（20kWh 超）の場合）各地方公共団体の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。

ノ　家庭用蓄電池（20kWh 以下）の場合、次の全てを満たすこと。

① 蓄電池パッケージ：蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うも

のであること。

※初期実効容量は、JIS C4413 で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

② 性能表示基準：初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

(a) 初期実効容量：製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、JIS C4413 を参照すること）

(b) 定格出力：定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。

(c) 保有期間：法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

(d) 廃棄方法：使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

(e) アフターサービス：国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

③ 蓄電池部安全基準：JIS C 8715－2 又は IEC62619 の規格を満足すること。

④ 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）：JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412－1 若しくは JIS C4412－2※の規格も可とする。

※JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

⑤ 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）：蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

⑥ 保証期間：メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。

※蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※JIS C 4413 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。

＜充放電設備（充放電設備・充電設備・外部給電器）＞

ハ　充放電設備、充電設備について、原則として再エネ発電設備から電力供給可能となるよう措置されている場合に限る。

ヒ　経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」で補助対象となる銘柄に限る。

＜共通＞

フ　住宅のエネルギー使用状況等に関する調査・分析等のため、市、大阪府及び環境省に対する必要な情報提供に協力すること。

ヘ　国の各種補助制度（本事業の補助対象設備と重複せず、併用可能な補助制度を除く。）を使用しないこと。

ホ　各種法令等を遵守した設備であること。

マ　導入する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備でないこと。

ミ　法定耐用年数を経過するまでの間、本事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。

ム　令和 10 年 1 月 31 日までに事業を完了すること。

1.5　補助事業者（補助の申請者）

次の要件を全て満たす申請者（個人・事業者）を補助事業者とします。なお、建売住宅の場合は住宅建設者、注文住宅の場合は発注者が補助事業者となります。また、PPA・リースの場合は、PPA 事業者・リース事業者が補助事業者となります。補助対象設備により補助事業者が異なる場合は、それぞれの補助事業者が必要な手続きを行ってください。

- 市の採択を受け府営住宅活用地において 1.4 に記載する事業を行う者。
- 本事業により堺市内に設置する補助対象設備等を所有する者又は所有しようとする者であり、その補助対象設備の処分制限期間を超えて、継続的に使用する者。
- 本事業により取得した補助対象設備を、市が交付要綱で定める取得財産等管理台帳に記載の上、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従って効率的に運用する者。
- 補助事業の終了後、市又は環境省の求めに応じて、発電状況等について報告できる者。（複数回アンケート等を実施する予定です。）
- 会計検査院による現地検査等の受検に際し、補助事業者として誠実に対応することが可能な者。
- 市税を滞納していない者。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは堺市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 35 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でない者。
- 補助事業者が法人の場合にあっては、その役員（暴対法第 9 条第 21 号ロに規定する役員等をいう。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しない者。

※建売住宅など、補助対象設備を他者に承継する場合は、承継を受けた者が上記の要件を満たすこと。

1.6　補助対象経費

補助対象経費は、下表に定めるとおりとします（ただし、消費税及び地方消費税を除く。）。

区分	内容
設備費	補助事業の実施に必要な設備及び建築材料の購入に要する費用
工事費	補助事業の実施に必要な工事に要する経費

補助対象経費は、戸建て住宅（ZEH）、太陽光発電設備、蓄電池及び V2H 充放電設備の設置に要する工

事費、設備費、業務費及び事務費とします（下表参照）。

区分	費目	細分類	内容
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとします。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考の上で、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とします。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいいます。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の 2 省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とします。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいいます。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金（1.35 万円/kW を上限とします。））
	（間接工事費）	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいいます。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用を

区分	費目	細分類	内容
			いい、類似の事業を参考に決定します。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定します。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事（交付要件に定める柵塀に係る工事を含む。）に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定してください。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいいます。
	測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいいます。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいいます。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいいます。（事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含む。）
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、消耗品費及び備品購入費をいいます。

【留意事項】

- 原則として、事業開始承認前に契約・発注等を行った経費は補助対象外となります。ただし、補助対象設備の系統連系に要する工事費負担金契約に係る工事費負担金についてのみ、補助対象経費として認めるものとします。
- やむを得ない理由により、事業着手届を事業開始承認申請（交付申請）時に提出し、不足書類等無く収受された場合は、事業開始承認（交付決定）前に事業着手してもよいこととします。ただし、事業は事業開始承認申請（交付申請）で申請した内容で実施するものとし、補助金の事業開始承認（交付決定）がなされなかった場合又は交付決定を受けた補助額が交付申請額に達しない場合においても、異議申し立てはできません。また、事業着手届を提出して事前に事業を実施する場合は、補助金の交付決定等がなされない場合があることを理解した上で、事業に着手してください。なお、やむを得ない理由の一例としては、個人が申請者であって、注文住宅や売建住宅のような建築内容の詳細協議等を行うため、事業開始承認（交付決定）前に施主とハウスメーカーとの間で ZEH 住宅の建築や太陽光発電設備の設置等に関する合意形成等を行う必要がある場合などが挙げられます。
- 接続検討結果等の回答を得ていない場合は、工事費負担金の額は見込額（上限 1.35 万円/kW。DC か AC いずれか低い方の小数点以下を切り捨てた kW 単位で計算。）で申請することができます。ただし、見込額をもって申請した場合は接続契約の締結等により当該工事費負担金の額が確定した後、確定した額と申請時の見込額のいずれか低い額を補助対象経費とします。

・ 接続検討結果等の回答により示された工事費負担金の額をもって申請した場合であって、接続契約の締結によりその額に変更があった場合には、変更後の金額を補助対象経費とします。
・ 系統連系手続に関する、送配電事業者に対する接続検討申込の事前相談に要する経費等、工事費負担金以外の経費は補助対象外となります。
・ 令和９年度以降に系統接続にかかる契約申込みを行う設備（通信機能を有する制御システムのうち、IP 通信を用いる機器）については、JC-STAR★1 以上の適合ラベルを取得している必要があるとされています。JC-STAR 制度への対応の必要性の有無を確認いただき、適切にご対応ください。
・ 値引きがある場合は、値引き後の金額を補助対象経費とします。
・ 消費税及び地方消費税、振込手数料は補助対象外となります。

＜JC-STAR 参考資料＞
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/sangyo_cyber/wg_seido/wg_denryoku/pdf/019_05_00.pdf（資源エネルギー庁資料）
https://www.ipa.go.jp/security/jc-star/index.html（独立行政法人情報処理推進機構（IPA））

1.7　補助率

補助率等は、導入する設備等毎に下表に定めるとおりとします。

<table>
<tr><th>設備等</th><th>補助率等</th></tr>
<tr><td>戸建て住宅</td><td>・補助額　100 万円 / 戸
・次の①②の設備をいずれも導入し、かつ「堺市スマートハウス化支援事業補助金」の要件を満たす場合は、補助額を加算する。加算額は、1 戸あたり「堺市スマートハウス化支援事業補助金」の額の半額とする。
① HEMS（環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業）のZEH+の選択要件となっている高度エネルギーマネジメントが可能なもの）
② EV 充電設備又は V2H 充放電設備
（注）戸建て住宅の補助対象設備には、太陽光発電設備及び蓄電池は入らない。</td></tr>
<tr><td>太陽光発電設備</td><td>補助率は下表のとおりとする。
<table><tr><th>設備容量※</th><th>補助率</th></tr><tr><td>7kW 未満</td><td>1 / 2</td></tr><tr><td>7kW 以上</td><td>2 / 3</td></tr></table>※太陽電池モジュールの公称最大出力</td></tr>
<tr><td>蓄電池</td><td>補助率は下表のとおりとする。
<table><tr><th>初期実効容量</th><th>補助率</th></tr><tr><td>10kWh 未満</td><td>1 / 2</td></tr><tr><td>10kWh 以上又は V2H 充放電設備を導入する場合</td><td>2 / 3</td></tr></table></td></tr>
</table>

1.8　留意事項

・本事業への参画に要する費用は全て補助事業者の負担とします。

・本募集要項に記載の要件を満たさない場合は補助金が交付されないため、申請前によくご理解ください。

・申請後に補助事業として採択されない又は補助金の事業開始承認後に交付要件を満たさない等により、本事業に参画できなくなった場合でも市は一切の責任を負いません。

2　申請受付

2.1　申請期間

令和８年 11 月２日（月）から令和９年３月５日（金）17 時まで

【留意事項】

・ 本事業は予算の範囲内で実施しますので、補助金交付申請予定総額が予算の範囲を超える見込みがある等の場合は、早期に募集を終了することがあります。

2.2　補助事業者（補助の申請者）

府営住宅活用地において本事業を行う者

【留意事項】

・建売住宅の場合は住宅建設者、注文住宅の場合は発注者が補助事業者となります。また、PPA・リースの場合は、PPA 事業者・リース事業者が補助事業者となります。

・補助対象設備により補助事業者が異なる場合は、それぞれの補助事業者が必要な手続きを行ってください。申請内容や提出時期等についても必要に応じ調整してください。

2.3　申請書類

本事業に申請する場合は、次に示す書類を提出してください。なお、事業開始承認前に契約・発注等が行われた経費は、補助金の交付対象となりませんので、ご注意ください。

事業開始承認申請は事業の実施が 2 か年に跨る際に必要な手続きです。単年度で補助事業申請から事業完了まで実施する場合は、「3.3 交付申請」の手続きからとなります。詳しくは、お問い合わせください。

番号	書類名称	様式
1	事業開始承認申請書 【様式第９号】	指定
2	事業計画書 【様式第２号】	指定
3	収支予算書 【様式第３号】	指定
4	役員情報届出書 【様式第４号】 ※法人その他の団体の場合	指定
5	前年度決算書 ※法人その他の団体の場合	自由
6	工事に係る実施設計書（施工図、配置図、単線結線図等）	自由
7	補助対象経費等が把握できる書類 ・経費内訳 【様式 C-1】 ・経費内訳表 【様式 C-2】 ・需要家への補助金の控除方法 【様式 C-3】	指定
	・見積書の写し（太陽光発電設備、蓄電池については２者以上） ・導入機器の仕様書	自由
8	納税状況確認同意書 【様式第５号】	指定
9	事業内容確認書【様式 C-4-1（戸建て住宅）】	指定
10	事業実施体制表（申請者、施工事業者等の関係を図で示したもの。）	自由

11	事業工程表	自由
12	誓約書 【（個人）様式 C-7-1、（法人）C-7-2】	指定
13	個人情報の取得及び利用等に関する同意書 【様式 C-8】	指定
14	事業着手届 【様式第 24 号】※事業開始承認通知より前に事業着手する場合	指定

なお、上記以外の書類の提出を求める場合があります。提出された書類は原本を含めて、一切返却しません。

2.4 申請方法

申請書類を「4 問合せ先・応募先」まで電子メールで提出してください（メール送信後、必ず電話でメール到達確認を行ってください）。

申請書類提出期限：令和 9 年 3 月 5 日（金） 17 時 00 分

2.5 採択及び事業開始承認

市が申請書類の審査を行い、事業の開始を承認することが適当と認めたときは補助事業として採択し、申請者（補助事業者）に事業開始承認通知書にて通知します。

事業開始承認を受けた後に、当年度の事業を実施してください。（事業着手届を提出している場合を除く。）なお、承認手続きには、申請書の受理後、1 か月程度要します。

2.6 公表

事業開始承認を受けた場合は、プロジェクトの提案書（市作成）に補助事業内容等を掲載します。同提案書は、市や環境省のウェブサイトにて公表されます。また、市や環境省がセミナー等で取組事例として発表する場合があります。あらかじめご了承ください。なお、個人が特定されるような情報は掲載しません。

2.7 質問受付・回答

本事業に関する質問がある場合は、「4 問合せ先・応募先」まで電子メールで提出してください。

2.8 申請の辞退

申請後に本事業への参画を辞退する場合は、「申請辞退届（任意様式）」を提出してください。

3　補助事業の実施

3.1　補助事業の開始

補助事業に係る契約・発注等は、事業開始承認後に行ってください。事業開始承認前にすでに発注等を完了させた経費については、系統連系に要する工事費負担金契約に係る工事費負担金を除き、補助金の交付対象とはなりません。

また、補助事業者は、事業の実施に当たっては、原則として、2 者以上への見積依頼・競争入札等を実施し、当該設備に係る設計、設備及び工事等の発注先を選定してください。なお、見積依頼等によることが困難又は不適当である場合は、その選定理由を明らかにした選定理由書を整えてください。なお、申請者が個人の場合であって、1.7 に記載する補助対象設備が一体的に整備され、申請者が各設備の発注先を選定することが困難であるときは、2 者見積りは不要です。

【留意事項】

・当該契約、発注に係る見積依頼については、事業開始承認前の実施も有効とします。

3.2　事業内容の変更

事業開始承認後に補助事業の内容（太陽光発電設備の設置容量の変更や種類の変更、蓄電池の容量変更を含む）を変更しようとする場合は、様式第 13 号に必要書類を添えてあらかじめ市の変更承認を受けてください。（3.4 の交付決定後に事業内容を変更する場合は、様式第 7 号に必要書類を添えてあらかじめ市の変更承認を受けてください。）市の承認を受けることなく、当初の事業内容と異なる事業を行っていた場合は、補助金の支払いが認められないことがあります。また、市の変更承認後に、変更に係る内容について事業着手してください。なお、本事業の予算の範囲内で対応するため、予算の執行状況によっては増額変更に応じられない場合があります。

また、補助事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかに市に報告を行ってください。補助事業の目的や募集要項に示した要件、交付要綱に沿わない事業内容の変更等については、承認しない場合があります。

【留意事項】

・変更承認手続きには、申請書の受理後 1 か月程度要します。

・上記の取扱いは、事業計画の履行の不確実性があることを了承するものではないため、本趣旨を鑑みて補助事業の計画を策定するよう留意してください。なお、不確実な計画により補助事業が変更・遅延・中止した場合、補助金の支払いが認められない場合があります。

3.3　交付申請

事業開始の承認を受けた者は、令和 9 年 4 月以降に次の申請書類を提出してください。

＜申請書類＞

番号	書類名称	様式
1	補助金交付申請書【様式第 1 号】	指定
2	事業計画書 【様式第 2 号】	指定
3	収支予算書 【様式第 3 号】	指定
4	役員情報届出書 【様式第 4 号】 ※法人その他の団体の場合	自由
5	前年度決算書　※法人その他の団体の場合	自由
6	工事に係る実施設計書（施工図、配置図、単線結線図等）	指定
7	補助対象経費等が把握できる書類 ・経費内訳 【様式 C-1】 ・経費内訳表 【様式 C-2】 ・需要家への補助金の控除方法 【様式 C-3】	指定
	・見積書の写し（太陽光発電設備、蓄電池については 2 者以上） ・導入機器の仕様書	自由
8	納税状況確認同意書 【様式第 5 号】	指定
9	事業内容確認書【様式 C-4-1（戸建て住宅）】	自由
10	事業実施体制表（申請者、施工事業者等の関係を図で示したもの。）	自由
11	事業工程表	指定
12	誓約書 【（個人）様式 C-7-1、（法人）C-7-2】	自由
13	個人情報の取得及び利用等に関する同意書 【様式 C-8】	自由
14	事業着手届 【様式第 24 号】 ※交付決定より前に今年度の事業に着手する場合	指定

なお、上記以外の書類の提出を求める場合があります。提出された書類は原本を含めて、一切返却しません。

3.4　交付決定

市が申請書類の審査を行い、補助金を交付すべきものと認められたときは、申請者に交付決定通知書にて通知します。なお、令和 9 年 4 月 1 日から交付決定を受けるまでの間、補助事業は行わないでください。（設置工事等も一時中断するか補助対象外工事を行ってください。ただし、交付申請時に事業着手届を提出していた場合や事業開始承認を受けている場合は除く。） なお、交付決定手続きには、申請書の受理後、1 か月程度要します。

3.5　実績報告及び補助金の確定

(1) 補助事業の完了

原則として、補助事業者が、補助対象設備の引き渡しを受け、補助対象経費の全ての支払いが完了した時点をもって、補助事業の完了とします。補助事業者は、令和 10 年 1 月 31 日までに補助事業を完了させてください。全国的な納期遅延等やむを得ない事情により、期日までに事業の完了が困難となった場合は、速やかに市へ相談してください。

(2) 実績報告及び補助金の確定

補助事業者は、事業完了日から 30 日以内に、実績報告書【様式第 17 号】を提出してください。

市は、実績報告書を受理した後、書類検査や必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書により補助事業者に通知します。

なお、申請どおりの設備が設置されていないなどの場合は、補助金の減額や不交付とすることがあるので注意してください。交付すべき補助金の額の確定に際しての検査に当たっては、支出した経費が、補助事業に使用されたことが確認できる資料を確認します。

＜提出書類＞

- 事業実施報告書【様式第 18 号】
- 収支決算書【様式第 19 号】
- 経費内訳表【様式 C-2】（最新版）
- 住宅の引渡証明書等の写し、BELS 評価書、完成図書
- ZEH の取得や補助対象機器等に関する書類及び添付書類関係
- 支払いを証する書類
- 取得財産管理台帳
- その他必要な書類

【留意事項】

・補助対象経費に計上しているもので、請負又は委託契約（ただし、税込 100 万円以上の取引に限る。）をしている場合は、契約先の事業者名、住所、補助事業者との契約関係、契約金額及び契約内容を記述した資料を提出してください。

3.6 補助金の支払請求及び交付

補助事業者は、市から確定通知書を受理した後、速やかに補助金交付請求書【様式第 21 号】を提出してください。市は、補助金交付請求書を受理した後、補助事業者に補助金を交付します。

【留意事項】

・補助金は精算払とし、原則として事業途中での概算払は行いません。

3.7 財産管理期間

補助対象建築物の財産管理期間（処分制限期間）の起算日は、「補助事業者が請負会社から建物引渡しを受けた日」とします。なお、財産管理期間（処分制限期間）は、太陽光発電設備以外は起算日から 6 年間、太陽光発電設備は起算日から 17 年間とします。

3.8 補助事業終了後における取得財産等の管理

補助事業者は、補助事業の終了後においても、本事業により取得した補助対象設備を市が交付要綱で定める取得財産等管理台帳に記載の上、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の目的、補助金適正化法、交付規則、交付要綱実施要領及び本募集要項に従って、効率的な運用を行ってください。

建売住宅など、補助対象設備を他者に承継する場合は、承継を受ける者が同様の運用を行ってください。その際、補助事業者が補助対象設備であること、補助の趣旨、要件等について十分な説明を実施し、了解を得た上で承継することとしてください。

本事業により取得し、または効用の増加した財産（取得財産等）を処分制限期間内に処分（一部又は全部に限らず、転用、譲渡、承継、交換、貸付け、廃棄、取壊し又は担保に供すること）しようとするときは、あらかじめ補助金財産処分承認申請書【様式第 22 号】を提出し、市の承認を受けなければなりません。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、市は交付決定を取消し、加算金（年利 10.95%）とともに補助金全額の返還を求めることがあります。また、市は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、または収入があると認められるときは、その収入の全部または一部を市に納付させることができるものとします。

3.9 補助事業の承継・財産処分について

建売住宅等の補助事業者が住宅建設者の場合は、補助金の交付を受けたのち補助対象住戸等を売却や譲渡する際、あらかじめ市に補助金財産処分承認申請書【様式第 22 号】を提出し、承認を受ける必要があります。住宅購入者との不動産売買契約の締結前に、財産処分の申請を市に対して行ってください。

また、補助事業が完了する前に、補助事業を他者に承継する場合は、あらかじめ事業承継承認申請書【様式第 23 号】を提出し、市の承認を受けなければなりません。承継も財産処分にあたることから、財産処分承認申請書による手続きも合わせて行う必要があります。

【留意事項】

・（現）補助事業者より事業承継を受けた（新）補助事業者（補助事業承継者）は、補助金の交付を受けて取得した財産（取得財産等）について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければなりません。

・（現）補助事業者は、補助事業承継者に対し、「アンケートの提出」や「取得財産の適正管理」等が必要となる旨を必ず説明し、その内容を売買契約時の重要事項説明書等に明記してください。

・補助事業承継者は、本事業の処分制限期間内に対象住戸を再譲渡する場合において、再譲渡先が本事業に係る権利義務等を承継しないときは、再処分条件の付与により、該当補助金の返還義務を負います。

3.10 交付決定の取消、罰則等

補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、補助金適正化法、交付規則、交付要綱、募集要項に定めた要件及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、交付決定の取消、補助金適正化法に基づく罰則、すでに交付された補助金の返還等の措置が講じられることになります。

【留意事項】

・PPA やリース契約の場合、補助事業の完了後、補助事業者（PPA 事業者やリース事業者）、需要家の間で交わされた電気の利用に関する契約等の期間が終了するまでの期間、補助金申請に係る誓約事項に反する事案や虚偽申請、上記の違反が判明した場合には、天変地異等のやむを得ない場合を除いて、補助金の交付決定の取消及び補助金の返還を求めます。

・需要家や建物所有者に起因して補助対象要件を満たさなくなる等、補助事業者に帰責性がない場合の補助金の返還に係る負担は、起因者に責を負わせる旨の契約を締結するなど、事業者間であらかじめ調整を図ってください。

4　問合せ先･応募先

堺市環境局カーボンニュートラル推進部　脱炭素先行地域推進室
TEL：072-340-2095　FAX：072-228-7063
E-mail：kanene@city.sakai.lg.jp